## 学校感染症による出席停止の取り扱いについて

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

学校における感染症の予防は、生徒の健康と学習環境の維持のために重要であることから、学校保健 安全法及び施行規則において、学校感染症(学校において予防すべき感染症)の種類と出席停止の基準 等が定められています。

学校感染症が疑われる場合の取り扱いにつきましては、以下のとおりですので、よろしくお願いい たします。

## 学校感染症の種類と出席停止期間

- ◇第一種の感染症は治癒するまで

  - エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱・重症急性呼吸器症候群

- 痘そう
- 南米出血熱
- ・ペスト
- マールブルグ病

- ラッサ熱

- ・急性灰白髄炎・ジフテリア・鳥インフルエンザ
- ◇ 第二種の感染症にかかった者については次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師にお いてその感染症の予防上支障がないと認めたときはこの限りではない。
  - インフルエンザ・・・発症後5日かつ解熱後2日を経過するまで
  - 百日咳・・・・・・特有な咳が消失するまで
  - 麻疹・・・・・・発疹に伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで
  - 流行性耳下腺炎・・・腫脹が消失するまで (おたふくかぜ)
  - ・風疹・・・・・・・発疹が消失するまで
  - ・水痘・・・・・・・すべての発疹がかさぶたになるまで (みずぼうそう)
  - ・咽頭結膜熱 ・・・・ 主要症状が消退した後2日を経過するまで
  - 結核 ・・・・・・ 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認め られるまで
- ◇ 第三種の感染症は症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
  - ・コレラ
- 細菌性赤痢腸管出血性大腸菌感染症
- ・腸チフス

- ・パラチフス ・流行性角結膜炎 ・急性出血性結膜炎 ・その他の感染症
- ※ 流行を防ぐことが困難な感染症もありますので、特に麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、結核等の感染症 で、予防接種を受けていないか免疫のない人は、主治医に相談の上、ワクチン接種を受けることをお勧め いたします。
- ※ 学校感染症が疑われる場合は医療機関を受診し、登校の可否について主治医の判断に従ってください。学校 感染症と診断された場合は、速やかに学校へご連絡ください。
- 「出席停止解除証明書」は主治医に記入してもらい、登校時に担任まで提出してください。 \*

(同様の内容であれば様式は問いません)

- ※ 学校感染症に罹患し出席停止となった場合は、欠席扱いになりません。
- 「出席停止解除証明書」は、必要時までご自宅にて保管してください。また、本校ホームページ「保健室よ り」からもダウンロードできます。

## 出席停止解除証明書

兵庫県立伊丹西	高等学校
---------	------

年	組	番	
氏 :	名		

診断名		
-----	--	--

上記の診断名で、 令和 年 月 日 から 月 日まで療養中であったが、主要症状が消失し、もはや感染のおそれがないものと認め、 令和 年 月 日 より出席停止を解除できるものと証明します。

令和 年 月 日

医療機関

主治医名 印

\* 生徒 → 担任 → 保健室 (コピー)教務